

## 危険廃屋等の除却支援

老朽危険な空き家等の解体を行う方へ補助金を交付します。

**対象者** 市内に老朽危険な空き家等の所有者として登記事項証明書等に記録されている方またはその相続人（法人を除く）で、市税等の滞納がない方

**対象建築物** 市内に存する木造または鉄骨造の建築物で、①申請時において、現に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に使用される見込みのないもの。②住宅の不良度が一定基準を満たすもの。

**対象工事** 建設業法第2条第3項に規定する建設業者または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項による登録を受けた解体工事業者（市内に本店を有する建設業者または解体工事業者等に限る）に請け負わせる工事であること。※補助金交付決定前に着手（契約を含む）した工事や建築物の一部を除却するに留まる工事は対象となりません。

**対象経費** 対象建築物の解体・撤去に係る費用。※家財道具、車両等および浄化槽等地下埋設物の処分に係る経費は

対象となりません。  
**補助金額** 対象経費に2分の1を乗じて得た額以内（上限80万円）。

**事前調査の申込** 補助金交付の申請を希望される方は、事前調査の申込をしてください。住宅の不良度等現地確認を行い、危険性の高い順に決定し、本申請をしていただきます。

事前調査の申込期間は5月1日（月）～31日（水）まで。（土、日、祝日を除く）

**予定戸数** 7戸

**問い合わせは** 住宅・建築課（☎22-3431）へ

## 阿南市人権教育協議会総会を開催します

阿南市人権教育協議会では、市民一人ひとりの立場に立つて、人権尊重を柱にさまざまな人権問題の解決に向け、取り組んでいます。

2017年度総会を次のとおり開催しますので、ご参加ください。

**日時** 5月30日（火）午後1時30分～受付 2時開会

**場所** 文化会館1階 視聴覚室

※手話通訳あり  
**問い合わせは** 阿南市人権教

育協議会事務局（☎22-3392）へ

## ふるさと活性21活動補助金事業申請の受付

この事業は地域の活性化や特色ある地域おこし活動等を実施する団体を支援する補助金制度です。

### 対象事業

▼独自性・創造性に富み将来的に地域の活性化につながる事業

▼伝統文化の継承と新しい地域おこし事業

▼地域活性化のためのソフト事業

▼環境改善のためのボランティア事業

▼地域づくりの人材育成をめざした事業

**申請方法** 交付申請書（公民館または生涯学習課に備え付け）に必要事項を記入のうえ、公民館または生涯学習課へ提出してください。

**受付期間** 5月1日（月）～26日（金）※交付の可否等は、7月中旬に通知する予定です。

**問い合わせは** 生涯学習課（☎22-3391）へ

## 自主防災組織を支援します

### 自主防災組織設立支援

住民同士が救出・救援、初期消火等を行う自主防災組織を設立した場合、次の防災備品を支給します。組織設立の手続きなど、お気軽にご相談ください。

- ・ヘルメット（1世帯に1個）
- ・電気メガホン（およそ30世帯に1個）
- ・信号灯（およそ30世帯に2本）

### 自主防災組織の活動補助

住民参加による自主防災活動を推進し、地域の自発的な自主防災組織の活動を円滑に行うため、自主防災組織が実施する防災活動、防災訓練、防災研修等に要する事業経費に対して、加入世帯に応じた額を限度に補助金を交付します。

加入世帯数（平成29年4月1日現在）	補助額
100世帯未満	5,000円
100以上300世帯未満	10,000円
300以上500世帯未満	15,000円
500以上1,000世帯未満	20,000円
1,000世帯以上	50,000円

**申込方法** 防災活動等を実施する予定日の2週間前までに、所定の申請書に必要書類を添付してお申し込みください。申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

### 避難路・避難場所整備に係る原材料等支給

地震・津波等災害時の避難路または避難場所を自主防災組織等がその労力で整備する場合において、当該工事に要する原材料および一般建設機械等の借上げ料（オペレーター料、燃料代を除く）を支給します。

**申込方法** 危機管理課にご相談いただき、所定の申込書に必要書類を添付してお申し込みください。

**問い合わせは** 危機管理課（☎22-9191）へ

## 部落差別解消推進法が施行されました

2016（平成28）年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

同問題とは、日本社会の歴史的發展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上でさまざまな差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題です。

今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。

差別や偏見に基づくこのような行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

同問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に努めていきたいと思います。

（☎22-3392）または人権・男女参画課（☎22-3094）へ

## 6月1日は 全国一斉「人権擁護委員の日」

日常生活のなかで人権をめぐるさまざまな問題が発生しています。社会生活における不当な扱い、子どもや高齢者への虐待などが存在していますが、表面化しにくいケースが多いと思われます。そこで、地域住民の身近な相談相手として、人権擁護委員が任命され、本市では16人が活動しています。

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行され、その日を記念して「人権擁護委員の日」を定め、人権擁護委員が住民の皆さんの相談に応じ「人権尊重」の大切さと呼びかけています。

本市では、次のとおり特設人権相談所を開設します。秘密は固く守られますので、ご相談ください。

**日時** 6月1日(木) 午前10時～正午

**場所** 富岡公民館

**問い合わせ先** 人権・男女参画課（☎22-3094）へ

## 住宅の耐震化支援

本市は、住宅の耐震化を積極的に進めています。

**耐震診断**

**対象** 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅

**自己負担額** 3千円

耐震改修等に係る補助事業については次のとおりです。

**耐震改修支援事業**

**対象** 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で耐震診断を受け、評価が1・0未満と判定された住宅を、評価1・0以上に改修する工事です。

※補助対象となる耐震改修工事は、県の講習を受けて徳島県木造住宅耐震改修施工者等として登録された方でなければ施工できません。

※補助金交付決定前に着手（契約を含む）した工事は補助の対象となりません。

**補助金額** 改修工事にかかる工事費用の3分の2（上限60万円）。また所得税の特別控除や固定資産税の減額など、税の優遇措置もあります。

**木造住宅耐震改修促進リフォーム支援事業**

**対象** 耐震改修支援事業の補助金交付決定を受けた方



**補助金額** 耐震改修工事および同時に付帯して行う一連の工事（リフォーム工事等）費から、耐震改修支援事業の補助金交付額に1・5を乗じた金額を減じて得た額の5分の1の額（上限20万円）。

**住まいの安全・安心なリフォーム支援事業**

**対象** 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断を受け、評価が1・0未満と判定された住宅で、次の①～⑤の工事。（①は必ず実施し、②～④はいずれかを実施、⑤の実施は自由です）

- ① 高さが1・5メートル以上の家具の固定
- ② 評点を1・0に近づける耐震補強工事等
- ③ 耐震ベッドや耐震シェルトアーを設置する工事
- ④ または③に相当する工事
- ⑤ 省エネルギー性能の向上やバリアフリー化等の工事

**補助要件** 次の事項をすべて満たす必要があります。

- ・ 県内に本店を有する建設業者等が施工すること
- ・ 補助金の交付決定後に着手（契約を含む）すること等

**補助金額** 補助対象経費の2分の1（上限40万円）

※市内に本店を有する建設業者等が施工する場合は、最大で60万円の補助を受けることができます。

**住宅リフォーム補助金**

**対象** 申請時において、建築後5年以上経過した住宅で、現に居住の用に供する部分について行うリフォーム工事ただし、高さが1・5メートル以上の家具を全て固定する工事を併せて行うこと

※補助対象とならない経費もありますのでお問い合わせください。

**補助要件**

- ・ 市内に本店を有する建設業者等が施工すること
- ・ 補助金の交付決定後に着手（契約を含む）すること

・ 補助対象経費の合計が20万円以上であること等

**補助金額** 補助対象経費の5分の1（上限20万円）

**予定戸数等** 予定戸数80戸で、受付は先着順とし、予定戸数に達し次第終了します。※各リフォーム支援事業との併用はできません。

**問い合わせ先** 住宅・建築課（☎22-3431）へ

## かもだ岬温泉からのお知らせ



日頃の皆さまのご愛顧に感謝申し上げます。さて、当施設は平成13年7月開館以来、県内屈指の天然温泉として、お客さまがゆったりとおくつろぎいただける施設の運営をめざして参りました。しかしながら利用者数は年々減少の一途をたどっており、今後さらなる誘客努力と経営改善を図りながら、お客さまに愛され、持続できる温泉保養施設として再生を図って参りたいと考えていますので、引き続きご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。つきましては、誠に心苦しい限りではございますが、本年10月1日から、次のとおり料金を改定します。

■大人 600円 ■健康福祉風呂 2,000円

※高齢者および障がい者の方への制度は従前どおりです。また、緩和措置としまして、10月1日前にお持ちになられている入浴券および回数券等はそのままで利用できます。

温泉保養施設所長

## 球場へ行こう! 5月の日程

JAアグリあはなスタジアムほか

- 春季四国高校野球大会 3日(祝)
- 少年野球阿南大会 5日(祝)
- 四国アイランドリーグ Plus 公式戦 6日(土) 18:00～徳島対高知 15日(月) 18:00～徳島対愛媛
- JA全農WCBF野球教室 20日(土)
- 第33回西日本早起き野球大会 27日(土)、28日(日)



**問い合わせ先** 野球のまち推進課（☎22-1297）へ

## 【後期高齢者医療制度】保険料のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっており、平成29年度は、平成28年度と同じ保険料率になっています。なお、被保険者均等割額、所得割額の軽減については、制度の見直しや政令改正により、改定を行っておりますので、ご確認ください。

**被保険者均等割額 52,913円** (被保険者全員が等しく負担) **所得割率 10.98%** (被保険者が所得に応じて負担)

**【保険料の計算方法】**  
被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額57万円です。

**保険料 = 被保険者均等割額52,913円 + {(総所得金額等 - 33万円) × 所得割率10.98%}**

**【保険料の軽減】**  
所得の低い方および国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

**被保険者均等割額の軽減**

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

**【軽減対象の拡充】** 下表「世帯の所得額の合計」欄中軽減割合5割について 26万5千円→27万円  
軽減割合2割について 48万円→49万円

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない(年金収入80万円以下)	9割
33万円以下	8.5割
33万円 + (27万円 × 被保険者数) 以下	5割
33万円 + (49万円 × 被保険者数) 以下	2割

**所得割額の軽減**

被保険者の基礎控除(33万円)後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

**【所得割額の軽減割合】** 5割軽減→2割軽減

基礎控除(33万円)後の総所得金額等	所得割額の軽減割合
58万円以下	2割

**被用者保険の被扶養者であった場合の軽減**

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。ただし、所得の低い方に対する均等割額の軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

**【均等割額の軽減割合】** 9割軽減→7割軽減

均等割額	所得割額
7割軽減	負担なし

**問い合わせ先** 保険年金課(☎22-8064)または徳島県後期高齢者医療広域連合事業課(☎088-677-3666)へ

## 農用地区域の変更申請 (除外・編入)はお早めに

市では、農業振興地域整備計画により指定された「農用地区域」の平成29年度前期の変更申請を受け付けています。申請をされる方は、申請書(農林水産課備え付け)に必要書類等を添えて提出してください。

受付期間 5月1日(月)～31日(水)  
提出・問い合わせは 農林水産課企画係(☎22-1598)へ

## 量水器の位置確認の調査にご協力ください

上水道施設の適正な管理と漏水等の復旧作業を迅速にできるようにするため立ち入り調査を行い、上水道情報管理データの整備をしています。調査を行う際は事前にお知らせしますので、ご協力ください。

調査対象地区 那賀川町  
調査内容

▼道路内の水道管の埋設位置や弁栓類の調査

▼各戸の量水器の位置確認  
期間 5月～8月末日まで

(予定)

※調査員は阿南市水道部委託者の腕章等をつけ、調査業務従事者の証明書を携帯しています。ご不明な点がありましたらお尋ねください。

問い合わせは 水道課(☎22-13295)へ

## 阿南警察署だより

春の行楽期における交通事故の防止

行楽シーズン中、いろいろな行楽地へ自動車で出かける方も多いかと思えます。

ドライバーは、県外の旅行先へマイカーで出かける場合、日程に無理のない計画を立て、心と体に余裕のある運転をしましょう。また県内では、県外のドライバーが地元を走ることにあります。譲り合いの気持ちを持って運転をしましょう。

自転車や歩行者の方も交通ルールを守るとともに、特に薄暮時、自転車の場合は早めにライトを点灯し、歩行者は反射材を活用するなど、自分の存在をドライバーにアピールし、交通事故を防ぎましょう。  
問い合わせは 阿南警察署(☎22-0110)へ

## あぶない!こんなに事故が

交通事故	件数 死者 負傷者	187件(563) 0人(0) 17人(67)
救急	件数 搬送人員	251件(912) 239人(873)
火災	件数 損害額	3件(6) 0千円(6,069千円)

●阿南署管内平成29年3月分合計。カッコ内は1月からの累計。損害額は未確定分を含んでいません。

## 勤労青少年ホーム ハーブティー短期講座 受講者募集

今の自分に適するハーブティーをみつけよう!

日時 5月30日(火) 午後7時～  
場所 勤労青少年ホーム  
定員 12人  
対象 市内に居住または職場を有する35歳までの勤労青少年(学生を除く)  
参加費 300円(おみやげ付)  
※当ホーム未登録者は、利用者協議会費1000円(年会費)が必要  
講師 松下美穂さん  
申込締切日 5月22日(月)  
申込み・問い合わせは 勤労青少年ホーム(☎42-4572)へ(受付時間は平日午後1時～8時)

## 教育委員会定例会だより

3月定例会(3月17日開催)で、次の内容について審議し、承認されました。

### ●教育長報告

- ①幼・小・中学校卒業証書授与式について
- ②教職員人事異動について
- ③3月議会の報告

●阿南市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について(総務課)

●阿南市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について(総務課)

●阿南市認定こども園施設整備費補助金交付要綱の制定について(学校教育課)

●阿南市私立幼稚園就園奨励事業費補助金交付規則の一部を改正する規則について(学校教育課)

●阿南市文化財保護審議会委員の委嘱について(文化振興課)

※定例会の日時は、市ホームページでお知らせしています。

くわしくはお問い合わせください。

問い合わせは 教育総務課(☎22-3299)へ

## 光のまちステーションプラザ 5月の催し

■展示コーナー 10:00～20:00

※初日と最終日は催しによって終了時間が異なります。

- ちりめん細工&手作り小物展 ～7日(日)まで
- グラデーションアート 9日(火)～21日(日)
- 石をモデルに 23日(火)～6月4日(日)

■体験コーナー

○楽しくプリザーブドフラワーアレンジ

14日(日) 13:00～15:00

【申込締切日】12日(金)

【参加費】2,500円 【定員】10人

【持参物】あればハサミ

○LEDグラス体験

27日(土) 13:00～15:00

【申込締切日】6月10日(土)

【参加費】500円 【定員】20人

【持参物】ビン(コーヒープン)

阿波踊り活竹人形作り、星形あんどん作り常時開催中!

問い合わせは 阿南光のまちステーションプラザ(☎24-3141)へ